

障発0318第3号

平成31年3月18日

公益社団法人 日本精神科病院協会

会長 山崎 學 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長



精神科救急医療体制整備事業の実施について

標記について、別添のとおり都道府県知事及び指定都市市長あてに通知しましたので、御了知いただくとともに、関係機関及び関係団体等に対する周知等、事業に御協力賜るようよろしくお願いいたします。

障発0318第1号

平成31年3月18日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長

(公印省略)

精神科救急医療体制整備事業の実施について

精神科救急医療体制整備事業については、平成20年5月26日付け障発第0526001号当職通知の別紙「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により実施しているところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり実施要綱の一部を改正し、平成31年4月1日から適用することとしたので通知する。

(別添)

○ 精神科救急医療体制整備事業の実施について（平成20年5月26日 障第0526001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現行
障発第0526001号 平成20年5月26日	障発第0526001号 平成20年5月26日
一部改正 障発第0507001号 平成21年5月7日	一部改正 障発第0507001号 平成21年5月7日
一部改正 障発0330第20号 平成22年3月30日	一部改正 障発0330第20号 平成22年3月30日
一部改正 障発0425第2号 平成23年4月25日	一部改正 障発0425第2号 平成23年4月25日
一部改正 障発0329第2号 平成24年3月29日	一部改正 障発0329第2号 平成24年3月29日
一部改正 障発0331第19号 平成26年3月31日	一部改正 障発0331第19号 平成26年3月31日
一部改正 障発0424第8号 平成27年4月24日	一部改正 障発0424第8号 平成27年4月24日
一部改正 障発0920第1号 平成28年9月20日	一部改正 障発0920第1号 平成28年9月20日
一部改正 障発0418第6号 平成29年4月18日	一部改正 障発0418第6号 平成29年4月18日
一部改正 障発0329第7号 平成30年3月29日	一部改正 障発0329第7号 平成30年3月29日
一部改正 障発0318第1号 平成31年3月18日	一部改正 障発0318第1号 平成30年3月29日
<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>精神科救急医療体制整備事業の実施について</p> <p>(略)</p>	<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>精神科救急医療体制整備事業の実施について</p> <p>(略)</p>

別紙

精神科救急医療体制整備事業実施要綱

1～5 (略)

4 報告

都道府県等により指定された精神科救急医療施設等は、月単位で都道府県等に別紙様式1により報告することとする。また、都道府県等は、報告内容に基づき各医療機関の稼働状況を把握するとともに、別紙様式2及び3を用いて、精神科救急医療体制連絡調整委員会などに対して適宜提示すること。なお、各都道府県等は、翌年度4月末までに、都道府県等における精神科救急医療体制の年報を別紙様式4～7を用いて状況を厚生労働省に報告すること。(報告については、「精神科救急医療体制整備事業報告様式の記載マニュアル2019年度版」に基づき作成すること。)

5 (略)

別紙様式1～7 (※別添参照)

別紙

精神科救急医療体制整備事業実施要綱

1～5 (略)

4 報告

都道府県等により指定された精神科救急医療施設等は、月単位で都道府県等に別紙様式1により報告することとする。また、都道府県等は、報告内容に基づき各医療機関の稼働状況を把握するとともに、別紙様式2及び3を用いて、精神科救急医療体制連絡調整委員会などに対して適宜提示すること。なお、各都道府県等は、翌年度4月末までに、都道府県等における精神科救急医療体制の年報を別紙様式4～7を用いて状況を厚生労働省に報告すること。

5 (略)

別紙様式1～7 (※別添参照)

別紙

精神科救急医療体制整備事業実施要綱

1 目的

精神科救急医療体制整備事業（以下「本事業」という。）は、緊急な医療を必要とする全ての精神障害者等が、迅速かつ適正な医療を受けられるように、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）が、精神科救急医療体制を確保することを目的とする。

精神科救急医療体制については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）が一部改正され、精神保健指定医の精神科救急医療体制の確保に対する協力義務が規定されるとともに、都道府県に対しては精神科救急医療体制整備の努力義務が規定され、平成24年4月1日から施行されたところである。

そのため、都道府県等は、精神医療相談、精神科救急情報センター、搬送体制、精神科救急医療、身体合併症救急医療等を地域で確保できるように本事業を用いて整備を行うものとする。

なお、体制整備に当たっては、精神科救急医療体制連絡調整委員会等の意見を聴くこと等により、地域の実情に十分配慮するものとする。

2 事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県等とする。ただし、事業の内容に応じて、その一部を都道府県等が適当と認める団体に委託できるものとする。

なお、管内に指定都市のある道府県においては、当該市と有機的連携をもって本事業の実施に努めるものとする。

3 事業の内容

本事業は、一般の救急医療体制の中で実施することを原則とするが、精神科医療施設の分布状況等を勘案し、地域の実情に応じて実施できることとし、概ね以下の内容を有する精神科救急医療体制を構築するものとする。

また、医療計画等における救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制として、一般の救急医療機関や精神科以外の診療科を有する医療機関との連携を図るものとする。

（1）精神科救急医療体制連絡調整委員会等

精神科救急医療体制の円滑な運営を図るための精神科救急医療体制連絡調整委員会等を必ず設けること。この委員会等は、都道府県、指定都市、医師会、精神科病院協会、精神神経科診療所協会、消防機関、一般救急医療機関等の関係者によって構成されるものであり、委員会等は、医療計画等に基づく救急医療対策における関係機関による連絡会議等との間で、精神障害者等の移送の実施体制や身体科と精神科との連携

体制の構築を含め、十分な連携及び調整を図るため、次の取組を通じて精神科救急医療圏域（以下「圏域」という。）毎の精神科救急医療体制の状況について事業の評価・検証を行い、圏域毎の実態に応じた精神疾患を有しながら身体合併症を有する患者（以下「身体合併症患者」という。）を含む精神科救急医療体制機能の整備を図るとともに、圏域毎の精神科救急医療体制について関係者間の相互理解を深めること。また、特定の医療機関に負担が集中しないように、例えば、夜間休日における精神科救急外来（初期救急医療）と精神科救急入院（第二次救急医療、第三次救急医療）を区分して受入体制を構築する等、地域の実情を踏まえて連携体制を検討すること。

ア 都道府県等精神科救急医療体制連絡調整委員会

都道府県等における各年度の精神科救急患者や身体合併症患者の状況、圏域の人口、地理的状況等を総合的に評価した上で圏域を設定するとともに、圏域毎において確保した精神科救急医療体制を総合的に評価することとし、圏域毎の救急医療提供体制の検討につなげること。

イ 圏域毎の精神科救急医療体制及び身体合併症患者の医療提供体制に係る検討部会

アで設定した圏域毎に、精神科救急医療に関する地域資源を把握するとともに、精神科病院協会及び都道府県等内における身体合併症患者に関する地域資源や夜間・休日の対応を行っている精神科を標榜する診療所を十分把握し、より効果的かつ効率的な連携体制について検討し、運用ルール等の策定や地域の課題抽出を行うこと。

ウ 精神科救急医療体制研修事業

関係機関（警察、消防、一般救急等）の実務者等に対して、本委員会等で検討し取り決めた精神科救急医療体制の運用上のルールの周知徹底を図ること。

また、個別事例の検討やグループワーク等を通じて地域の精神科救急医療体制の実情を関係者間で共有し相互理解を深めること。

(2) 精神医療相談事業

ア 24時間精神医療相談窓口

都道府県等は、特に休日、夜間における精神障害者及び家族等からの相談に対応するため、地域の実情に合わせて、精神保健福祉センター、精神科救急情報センター、医療機関等に精神医療相談窓口の機能を設けるものとする。

精神医療相談窓口においては、精神障害者の疾病の重篤化を軽減する観点から、精神障害者等の症状の緩和が図れるよう適切に対応するとともに、必要に応じて医療機関の紹介や受診指導を行うものとする。

なお、当該窓口の整備に当たっては、既に整備されている相談窓口等の連携により、地域において24時間の相談体制が確保されることを妨げるものではない。

イ 相談体制

相談窓口は、原則24時間365日体制をとることとし、休日、夜間は確実に対

応できるものとする。

相談窓口には、精神科の臨床経験を有する看護職員、精神保健福祉士、その他当該地域の精神保健福祉対策に精通した者を置くものとする。また、精神医療相談に、迅速かつ適切に対応できるような体制（精神科医のオンコール等による。）を整えるものとする。

ウ 精神医療相談窓口の周知

相談窓口は、管内の行政機関や医療機関等を通じて広報するものとし、内科、小児科等の休日・夜間診療案内等と併せて行うなど、精神障害者及び家族等が十分に活用できるよう効果的な周知に努めるものとする。

(3) 精神科救急情報センター

身体疾患を合併している者も含め、緊急な医療を必要とする精神障害者等の搬送先となる医療機関との円滑な連絡調整機能等を、「精神科救急情報センター」として精神保健福祉センター、医療機関など精神科救急医療体制の中核となる機関等に原則24時間365日対応できるよう整備（ただし、時間帯により固定の担当機関を置き、適切に情報を引き継ぐ体制を整備することも可とする。）するものとする。

なお、当該センターには、以下の機能を的確に実施するため、精神科の臨床経験を有する看護職員、精神保健福祉士、その他当該地域の精神保健福祉対策に精通した者を置くものとする。

ア 搬送先医療機関の紹介、一般救急システムとの連絡調整

一般の救急情報センターや救急医療機関、消防機関等からの要請に対し、精神障害者等の状態に応じて都道府県等精神科救急医療体制連絡調整委員会で把握した外来受診可能な医療機関又は入院可能な医療機関を紹介する。

イ 移送の実施のための連絡調整

法に基づく移送の適正かつ円滑な実施について、保健所等を支援するために医療機関等との連絡調整を行う。

ウ 精神科救急情報センターの周知

精神科救急情報センターの機能が適切に発揮されるよう、救急医療機関及び消防機関等への周知を行う。

(4) 搬送体制

法第34条に関する搬送体制の整備を図るとともに、消防機関、精神科救急医療施設等の協力を得ながら、患者を速やかに搬送することが可能な体制を整備するものとする。

(5) 精神科救急医療確保事業

緊急な医療を必要とする全ての精神障害者等に対し医療の提供ができる体制(精神保健指定医のオンコール等による。)を整えるものとし、入院を必要とする場合には入院させることができるよう空床を確保することとする。

都道府県知事又は指定都市市長は、地域の実情に応じて本事業が実施可能な医療機関の中から、精神科救急医療施設として指定し実施することとする。

なお、法第33条の7の規定により都道府県知事又は指定都市市長が指定した応急入院指定病院については、本事業の趣旨に鑑み原則として精神科救急医療施設として指定を行い、本事業に積極的に参画させることとする。

さらに、圏域において外来診療による初期精神科救急患者への対応を行うための体制が充分ではない場合においては、外来対応施設を設置することが望ましい。

ア 精神科救急医療施設

都道府県が設定した圏域ごとに以下のような類型による精神科救急医療施設を確保すること等により、24時間365日、緊急な医療を必要とする精神障害者等に精神科救急医療を提供できる体制を整備すること。

(ア) 病院群輪番型

各圏域で、複数病院の輪番制により医師・看護師を常時配置(診療所を始めとした当該医療機関以外の医師が診療に一時的に協力することも含むものとする。)し受入れ態勢を整備した病院や1時間以内に医師・看護師のオンコール対応が可能な病院を病院群輪番型施設として指定を行うものとする。また、診療応需の体制(入院が必要な患者の受入を含む)を整えていること。

なお、保護室、診察室、面会室(ただし、場合により診察室と兼用とすることができる。)及び処置室(酸素吸入装置、吸引装置等身体的医療に必要な機器を設置しているものに限る。)を有していることを要件とする。

(イ) 常時対応型

24時間365日、同一の医療機関において、重度の症状を呈する精神科急性期患者を中心に対応するため、医師・看護師を常時配置(診療所を始めとした当該医療機関以外の医師が診療に一時的に協力することも含むものとする。)し受入れ体制を整備した病院や1時間以内に医師・看護師のオンコール対応が可能な病院を常時対応型施設として指定を行うものとする。ただし、診療報酬において、「精神科救急入院料」又は「精神科救急・合併症入院料」の算定を行っていること(同一都道府県等に前述の入院料を算定する病院が存在しない場合にあっては、当該入院料の算定を計画しており、当該都道府県等が地域の中核的なセンター機能を持つ精神科救急医療施設であると認めた場合に限り、暫定的に認めることができる。)を要する。また、診療応需の体制(入院が必要な患者の受入を含む)を整えていることを要件とする。

なお、保護室、診察室、面会室(ただし、場合により診察室と兼用とすることができる。)及び処置室(酸素吸入装置、吸引装置等身体的医療に必要な機器を

設置しているものに限る。)を有するものとする。

イ 外来対応施設

外来対応施設においては、外来診療によって初期精神科救急患者の医療対応ができる体制を整えるものとする。診療所にあつては、精神病床を有する医療機関との連携により体制確保を図るものとする。

なお、外来対応施設のうち、夜間、休日、全時間帯を同一の医療機関において、対応する体制を整えている場合は、「常時型外来対応施設」として指定するものとする。外来対応施設においては、既存の地域資源を活用しつつ輪番等の体制を構築するものとする。

また、精神医療相談窓口と連携するとともに、精神障害者及び家族が十分活用できるよう、管内の行政機関や医療機関を通じて広報するものとする。

(6) 身体合併症救急医療確保事業

精神疾患を有しながら、身体合併症患者に対し医療を提供できる体制を有する医療機関を指定するものとする。(少なくとも2つの圏域に1か所整備するよう努めること。)

また、本事業については、精神科救急医療体制連絡調整委員会等における検討を踏まえて複数病院を指定し、輪番制で対応することもできるものとする。

4 報告

都道府県等により指定された精神科救急医療施設等は、月単位で都道府県等に別紙様式1により報告することとする。また、都道府県等は、報告内容に基づき各医療機関の稼働状況を把握するとともに、別紙様式2及び3を用いて、精神科救急医療体制連絡調整委員会などに対して適宜提示すること。なお、各都道府県等は、翌年度4月末までに、都道府県等における精神科救急医療体制の年報を別紙様式4～7を用いて状況を厚生労働省に報告すること。(報告については、「精神科救急医療体制整備事業報告様式の記載マニュアル2019年度版」に基づき作成すること。)

5 経費の負担

都道府県等がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「精神保健費等国庫負担(補助)交付要綱」(以下「交付要綱」という。)に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

なお、管内に指定都市のある道府県と当該市が共同で本事業を実施する場合は、道府県と指定都市における経費の負担を明確にし、交付要綱に基づいて個別に補助を受けるものとする。

精神科救急医療体制整備事業・施設月報（ 年 月）

施設名		当番日数		（ 日）						
事例数	受診日	受診時間帯		帰 結						
		休日日中	夜間	非入院	入 院					
					緊急措置入院	措置入院	応急入院	医療保護入院	任意入院	その他
1	日									
2	日									
3	日									
4	日									
5	日									
6	日									
7	日									
8	日									
9	日									
10	日									
11	日									
12	日									
13	日									
14	日									
15	日									
16	日									
17	日									
18	日									
19	日									
20	日									
21	日									
22	日									
23	日									
24	日									
25	日									
26	日									
27	日									
28	日									
29	日									
30	日									
計										

- 本様式は国が指定する統一様式です。必ず本様式を用いて集計してください。
- * 精神科救急医療体制整備事業の対象患者のみについて、1事例1行で該当項目に半角数字の1を入れて下さい。
- * 「受診日」には、精神科救急医療体制整備事業による救急受診があった日にのみ、その日付を記入して下さい。同日に複数受診があれば、同じ日付が重複します。最終行には月間の総受診件数を記入して下さい。
- * 「受診時間帯」のうち、「休日日中」は休日の8:30から16:59までの間、「夜間」は平日・休日を問わず17:00から翌日8:29までの間に診療を開始した事例です。どちらかに1を入れ、月の合計数を最終行に記入して下さい。
- * 「帰結」は該当する欄に1つだけ1を入れて下さい。月の合計数を最終行に記入して下さい。
- * 当該月の受診が30件を超える場合は、本シートをコピーして記録を追加して下さい。
- * 当該月の記録が完結したら、翌月第2週末までを目途に、都道府県もしくは指定都市担当者に送付して下さい。

精神科救急医療体制整備事業・施設月報（ ○○○○年○○月）

施設名		○○○○病院				当番日数					(○○日)
事例数	受診日	受診時間帯		非入院	帰 結						
		休日日中	夜間		入						
					緊急措置入院	措置入院	応急入院	医療保護入院	任意入院	その他	
1	1日		1						1		
2	2日		1	1							
3	5日	1				1					
4	6日								1		
5	8日									1	
6	9日		1						1		
7	9日		1		1						
8	9日										
9	11日		1								
10	12日	1									
11	14日		1							1	
12	14日		1						1		
13	18日		1	1							
14	19日	1		1							
15	21日		1	1							
16	21日		1							1	
17	24日		1							1	
18	25日		1						1		
19	27日		1						1		
20	27日		1	1							
21	28日		1						1		
22	30日		1		1						
23	日										
24	日										
25	日										
26	日										
27	日										
28	日										
29	日										
30	日										
計	22	3	19	7	2	1			8	4	

●本様式は国が指定する統一様式です。必ず本様式を用いて集計してください。

- * 精神科救急医療体制整備事業の対象患者のみについて、**1事例1行で該当項目に半角数字の1**を入れて下さい。
- * 「受診日」には、精神科救急医療体制整備事業による**救急受診があった日**にのみ、その日付を記入して下さい。同日に複数受診があれば、同じ日付が重複します。最終行には**月間の総受診件数**を記入して下さい。
- * 「受診時間帯」のうち、「休日日中」は**休日の8:30から16:59までの間**、「夜間」は**平日・休日を問わず17:00から翌日8:29までの間に診療を開始した事例**です。どちらかに1を入れ、月の合計数を最終行に記入して下さい。
- * 「帰結」は該当する欄に**1つだけ1**を入れて下さい。月の合計数を最終行に記入して下さい。
- * 当該月の受診が30件を超える場合は、本シートをコピーして、記録を追加して下さい。
- * 当該月の記録が完結したら、**翌月第2週末までを目途に、都道府県もしくは指定都市担当者に送付**して下さい。

精神科救急医療体制整備事業・圏域別年報（圏域名）（年度）

月	受診者数		受診時間帯		帰 結					
	月間総数	休日中	夜間	非入院	入 院					
					緊急措置入院	措置入院	応急入院	医療保護入院	任意入院	その他
4月										
5月										
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
1月										
2月										
3月										
計										

●本様式は国が指定する統一様式です。必ず本様式を用いて集計してください。

* 様式2圏域別月報の合計値を毎月累計していく表です。

* この表が完成しましたら、圏域数分を厚生労働省精神・障害保健課に送付願います。

精神科救急医療体制整備事業・圏域別年報（圏域名 ○○地区 ）（○○○○年度）

月	受診者数		受診時間帯		帰 結					
	月間総数	休日中	夜間	非入院	入 院					
					緊急措置入院	措置入院	応急入院	医療保護入院	任意入院	その他
4月	45	10	35	13	1	1		12	18	
5月	48	13	35	15		1	1	18	13	
6月	50	14	36	10	1		1	17	21	
7月	53	12	41	19	2	1	1	14	16	
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
1月										
2月										
3月										
計	196	49	147	57	4	3	3	61	68	

様式2(圏域別月報)の合計値を月ごとに転記するのみ

各列の単純累計

合計値は月間総数に同じ

合計値は月間総数に同じ

- 本様式は国が指定する統一様式です。必ず本様式を用いて集計してください。
- * 様式2圏域別月報の合計値を毎月累計していく表です。
- * この表が完成しましたら、圏域数分を厚生労働省精神・障害保健課に送付願います。

精神医療相談事業年報（自治体名 _____）（ _____ 年度）
設置場所（ _____ ）

月	相談件数	精神科救急情報センター もしくは医療機関を 紹介した件数
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
合計		

●本様式は国が指定する統一様式です。必ず本様式を用いて集計してください。

* 夜間（17:00～8:29）および休日の日中（8:30～16:59）に本事業を利用したケースに限定して集計して下さい。

* 同一事例につき複数回の相談があった場合は、その都度1回と数えて下さい。

* この表が完成しましたら、厚生労働省精神・障害保健課に送付願います。

精神医療相談事業年報（自治体名 _____）（ _____ 年度）
 設置場所（ _____ ）

月	相談件数	精神科救急情報センター もしくは医療機関を 紹介した件数
4月	98	24
5月	115	28
6月	105	26
7月	188	30
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
合計	506	106

各月の合計件数を月ごとに転記するのみ

各列の単純累計

●本様式は国が指定する統一様式です。必ず本様式を用いて集計してください。

* 夜間（17:00～8:29）および休日の日中（8:30～16:59）に本事業を利用したケースに限定して集計して下さい。

* 同一事例につき複数回の相談があった場合は、その都度1回と数えて下さい。

* この表が完成しましたら、厚生労働省精神・障害保健課に送付願います。

精神科救急情報センター事業年報（自治体名 _____ ）（ _____ 年度）
設置場所（ _____ ）

月	相談受付件数	医療機関を紹介した件数
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
合計		

●本様式は国が指定する統一様式です。必ず本様式を用いて集計してください。

* 夜間（17:00～8:29）および休日の日中（8:30～16:59）に本事業を利用したケースに限定して集計して下さい。

* 同一事例につき複数回の相談があった場合は、その都度1回と数えて下さい。

* この表が完成しましたら、厚生労働省精神・障害保健課に送付願います。

精神科救急情報センター事業年報（自治体名 _____）（ _____ 年度）
 設置場所（ _____ ）

月	相談受付件数	医療機関を紹介した件数
4月	144	35
5月	152	44
6月	167	49
7月	188	50
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
合計	651	178

各月の合計件数を月ごとに転記するのみ

各列の単純累計

●本様式は国が指定する統一様式です。必ず本様式を用いて集計してください。

* 夜間（17:00～8:29）および休日の日中（8:30～16:59）に本事業を利用したケースに限定して集計して下さい。

* 同一事例につき複数回の相談があった場合は、その都度1回と数えて下さい。

* この表が完成しましたら、厚生労働省精神・障害保健課に送付願います。

精神科救急医療圏域情報 圏域名() (年度)

圏域内の市区町村							
施設名	施設が所在する市区町村名	病院区分	設置主体	精神科救急事業における施設類型			
				常時対応型	輪番型	合併症型	外来対応型
施設数計()							

- 本様式は国が指定する統一様式です。必ず本様式を用いて集計してください。
- *この表は、圏域数分をコピーして、各圏域について記載して下さい。
- *病院区分には、各施設が「A:大学付属病院(※1)、B:大学付属病院以外の総合病院(※2)、C:それ以外の病院、D:診療所」のどれに当たるかを記載してください。
(※1)国立大学法人を含む (※2)内科、外科、産婦人科、眼科および耳鼻咽喉科を有する100床以上の病院(医師16:1、看護職員3:1、薬剤師70:1)
- *設置主体には、各施設が「①:公的病院(開設者が国、公的医療機関、社会保険関係団体)(※3)、②:①以外の指定病院(※4)、③:①以外の非指定病院」のどれに当たるかを記載してください。
(※3)開設者における分類区分の詳細については参考資料をご参照ください。(※4)精神保健福祉法第19条の8に基づく指定を受けた精神科病院を指します。
- *施設類型は精神科救急医療体制整備事業の類型です。該当する欄に○を記入し、○の合計数を最終行に記入して下さい。重複する自治体もあります。
- *外来対応型施設とは、診療所のように入院設備を持たないか、あるいは入院設備はあっても本事業では外来診療のみに限定している医療施設を指し示します。入院と外来の双方に対応できる施設の場合は、輪番型もしくは常時対応型施設のいずれかを選択してください。
- *常時対応型施設と輪番型施設の重複は、常時対応型施設でありながら、輪番型施設として当番表にも参加する場合に重複選択してください。
- *圏域内の施設数が10を超える場合は行を増設するか、本シートをコピーして施設を追加してください。
- *この表が完成したら、全圏域分を厚生労働省精神・障害保健課に送付願います。

精神科救急医療圏域情報 圏域名(○○地区)(○○○○年度)

圏域内の市区町村		○○市、○○○市、○○市、○○○市、○○町					
施設名	施設が所在する市区町村名	病院区分	設置主体	精神科救急事業における施設類型			
				常時対応型	輪番型	合併症型	外来対応型
○○病院	○○市	B	②		○	○	
○○○センター	○○市	C	①	○			
○○病院	○○市	A	②		○		
○○病院	○○市	C	②		○		
○○病院	○○市	C	②		○		
○○病院	○市	C	②		○		
○○病院	○市	D	③		○		
圏域内の施設				各類型の合計			
施設数計(7)				1	6	1	

- 本様式は国が指定する統一様式です。必ず本様式を用いて集計してください。
- *この表は、圏域数分をコピーして、各圏域について記載して下さい。
- *病院区分には、各施設が「A:大学付属病院(※1)、B:大学付属病院以外の総合病院(※2)、C:それ以外の病院、D:診療所」のどれに当たるかを記載してください。
(※1)国立大学法人を含む (※2)内科、外科、産婦人科、眼科および耳鼻咽喉科を有する100床以上の病院(医師16:1、看護職員3:1、薬剤師70:1)
- *設置主体には、各施設が「①:公的病院(開設者が国、公的医療機関、社会保険関係団体)(※3)、②:①以外の指定病院(※4)、③:①以外の非指定病院」のどれに当たるかを記載してください。
(※3)開設者における分類区分の詳細については参考資料をご参照ください。(※4)精神保健福祉法第19条の8に基づく指定を受けた精神科病院を指します。
- *施設類型は精神科救急医療体制整備事業の類型です。該当する欄に○を記入し、○の合計数を最終行に記入して下さい。重複する自治体もあります。
- *外来対応型施設とは、診療所のように入院設備を持たないか、あるいは入院設備はあっても本事業では外来診療のみに限定している医療施設を指します。入院と外来の双方に対応できる施設の場合は、輪番型もしくは常時対応型施設のいずれかを選択して下さい。
- *常時対応型施設と輪番型施設の重複は、常時対応型施設でありながら、輪番型施設として当番表にも参加する場合に重複選択して下さい。
- *圏域内の施設数が10を超える場合は行を増設するか、本シートをコピーして施設を追加して下さい。
- *この表が完成したら、全圏域分を厚生労働省精神・障害保健課に送付願います。

開設者における分類区分		※「病院報告」における分類を参考に作成。
国	厚生労働省 独立行政法人国立病院機構 国立大学法人 独立行政法人労働者健康福祉機構 国立高度専門医療研究センター 独立行政法人地域医療機能推進機構	①公的病院
公的医療機関	都道府県 市町村 地方独立行政法人 日赤 済生会 北海道社会事業協会 厚生連 国民健康保険団体連合会	
社会保険関係団体	健康保険組合及びその連合会 共済組合及びその連合会 国民健康保険組合 公益法人	
医療法人	医療法人 私立学校法人 社会福祉法人 医療生協 会社 その他法人	①以外 ↓ 精神保健福祉法第19条の8に基づき ②: 指定病院 ③: 非指定病院 を選択
個人	個人	

**精神科救急医療体制整備事業
報告様式の記載マニュアル 2019 年度版
【医療機関の事務担当者の方へ】**

精神科救急医療体制整備事業（以下「本事業」）の報告については、本事業実施要綱の4に基づき、国が指定している統一の別紙様式1を用いて作成・報告する必要があります。今般、報告様式を見直し簡素化を図るとともに、報告様式の記載マニュアルを作成いたしましたので、報告の作成に当たりご活用下さい。

1. 記録様式

夜間もしくは休日に貴院を救急受診した本事業の対象に関するデータを、1事例につき1行、「精神科救急医療体制整備事業・施設月報」（様式1）に記録して下さい。記録するデータは、受診日、受診時間帯、帰結の3項目のみで、個人情報は含まれません。この記録が他の全記録の基礎となる最も重要なデータとなります。

2. 記録要領

- (1) まず、様式1の最上段「当該年月」と2行目の「施設名」及び「当番日数」（該当月の当番日数の総計）を記入して下さい。
- (2) 本事業の対象となる救急受診があった場合は、「受診日」をまず記入して下さい。
- (3) 「受診時間帯」とは、診療を開始した時間帯で、「夜間」もしくは「休日日中」のいずれか一方です。どちらか1つの欄に半角数字で1を記入して下さい。
ここでいう「夜間」とは、平日・休日を問わず17:00から翌日の08:29まで、「休日日中」とは、土曜・日曜・祭日の08:30から16:59までと定義します。
- (4) 診察の結果、入院にならなかった場合は「帰結」欄のうち「非入院」を選択、入院となった場合は入院形式の中から、該当欄に1を記入して下さい。
- (5) 同日に複数の救急受診があった場合は、同じ日付で複数行にデータを記録して下さい。
- (6) 同日中に同じ患者が再受診した場合は、別事例として扱ってください。
- (7) 1ヶ月分の記録が完了したら、最終行のうち、受診日の列には受診者の総数を、それ以外の列には各列の合計値を記入して下さい。

3. 月報の提出

1ヶ月分の記録が完成したら、翌月の第2週末までに電子メールにて、都道府県もしくは指定都市の精神科救急医療体制整備事業担当者あてに送信して下さい。

4. データの管理と活用

この施設月報を基礎データとして、本事業の実績報告が精神科救急医療圏域単位および自治体単位で集計され、1年分の記録を集計した年報が厚生労働省に集約されます。

これを分析した厚生労働科学研究報告書が公表されることがありますが、個々の医療機関名など特定の医療機関に係る情報が公表されることはありません。

**精神科救急医療体制整備事業
実績報告様式の記載マニュアル 2019 年度版
【精神医療相談窓口・精神科救急情報センター担当者の方へ】**

精神科救急医療体制整備事業（以下「本事業」）の報告については、本事業実施要綱の4に基づき、国が指定している統一様式を用いて作成・報告する必要があります。 今般、報告様式を見直し簡素化を図るとともに、報告様式の記載マニュアルを作成いたしましたので、報告の作成に当たりご活用下さい。

1. 報告様式

精神医療相談事業および精神科救急情報センター事業の担当者から報告して頂くのは、事業実績に関する以下の年報です。

（1）「精神医療相談事業年報」（様式5）

本事業に係る精神医療相談事業の実績件数を月別に集計した年報です。毎日の相談事業を記録する台帳などから、夜間および休日日中に受けた相談の月間件数、そのうち、緊急度が高いと判断されたため、精神科救急情報センターにつなげるか、もしくは医療機関（精神科救急医療施設以外も含む）を速やかに受診するよう助言した事例の月間件数を毎月記録していくものです。ここでいう夜間とは、平日・休日を問わず 17:00 から翌日の 08:29 まで、休日日中とは土曜・日曜・祭日の 08:30 から 16:59 までと定義します。 平日日中の相談は報告の対象になりませんので、ご注意下さい。

毎月更新される表を「累計版」、1年分のデータが書き込まれた表を「完成版」と呼びます。最新の累計版を、毎月第2週末頃を目途として、電子メールにて、行政担当者に報告して下さい。 完成版は 2020 年 4 月末までに厚生労働省精神・障害保健課に提出されます。

（2）「精神科救急情報センター事業年報」（様式6）

本事業に係る精神科救急情報センター事業の実績件数を月別に集計した年報です。毎日の相談記録から、夜間および休日日中に受けた相談の月間件数、そのうち、緊急度が高いと判断されたため医療機関（精神科救急医療施設以外も含む）を速やかに受診するよう助言した事例の月間件数を毎月記録していくものです。ここでいう夜間とは、平日・休日を問わず 17:00 から翌日の 08:29 まで、休日日中とは土曜・日曜・祭日の 08:30 から 16:59 までと定義します。 平日日中の相談は報告の対象になりませんので、ご注意下さい。

毎月更新される表を「累計版」、1年分のデータが書き込まれた表を「完成版」と呼びます。最新の累計版を、毎月第2週末頃を目途として、電子メールにて、行政担当者に報告して下さい。 完成版は 2020 年 4 月末までに厚生労働省精神・障害保健課に提出されます。

2. 精神医療相談事業と精神科救急情報センターの役割分担について

- 精神医療相談窓口と精神科救急情報センターは、原則として別の場所もしくは別の回線が設定され、それぞれ専任の職員が対応する事業です。同一のスタッフが相談対応する場合は、様式5か6のいずれか1つの様式を用いて報告し、重複を回避して下さい。
- 現状において、精神医療相談窓口と精神科救急情報センターが別の場所に設置されているか、もしくは別の回線が設定され、それぞれ専任の職員が対応している自治体については、別の事業として、それぞれに実績報告をして下さい。
- 平日の日中に精神保健福祉センターや保健所等で行われている電話相談や来所相談は、危機的状態を未然に防止する機能はありますが、夜間・休日も定例的に行われていない限りは、本事業の報告対象とはなりませんので、ご注意願います。

**精神科救急医療体制整備事業
報告様式の記載マニュアル 2019 年度版
【都道府県・指定都市担当者の方へ】**

精神科救急医療体制整備事業（以下「本事業」）の報告については、本事業実施要綱の4に基づき、国が指定している統一様式を用いて作成・報告する必要があります。今般、報告様式を見直し簡素化を図るとともに、報告様式の記載マニュアルを作成いたしましたので、報告の作成に当たりご活用下さい。

「精神科救急医療体制整備事業報告様式の記載マニュアル 2019 年度版」は、精神科救急医療体制整備事業に係る実績報告の実務担当者に向けた以下の3部から成ります。

【都道府県・指定都市担当者用】（本マニュアル）

【医療機関用】

【精神医療相談窓口・精神科救急情報センター用】

1. 報告様式の全容

（1）「精神科救急医療体制整備事業・施設月報」（様式1）

本事業において都道府県知事又は指定都市市長が指定する精神科救急医療施設（以下「病院」と略記）が、本事業の対象となった救急診療のうち、指定された項目（診療日、受診時間帯、帰結の3項目）について1事例1行に情報を記録していく表です。1か月分のデータがまとまったところで、病院から行政担当者に報告してもらいます。この施設月報が、以降のすべての記録の基本情報になります。

（2）「精神科救急医療体制整備事業・圏域別月報」（様式2）

行政担当者が、毎月、病院から報告される施設月報のデータを精神科救急医療圏域（以下「圏域」と略記）別に集計する月報です。

（3）「精神科救急医療体制整備事業・全圏域月報」（様式3）

様式2の圏域別月報を集計した全圏域（全県）月報です。

（4）「精神科救急医療体制整備事業・圏域別年報」（様式4）

様式2の各月の実績合計値を順次記録して行く圏域別の年報です。毎月更新される表を「累計版」、1年分のデータが書き込まれた表を「完成版」と呼びます。完成版を翌年4月末までに厚生労働省精神・障害保健課に提出して下さい。

（5）「精神医療相談事業年報」（様式5）

本事業に係る精神医療相談事業の実績件数を月別に集計した年報です。毎日の相談記録に基づいて、夜間および休日日中に受けた相談の月間件数、そのうち精神科救急情報センターもしくは医療機関を紹介した相談の月間件数を毎月記録していくものです。

毎月更新される表を「累計版」、1年分のデータが書き込まれた表を「完成版」と呼びます。完成版を2020年4月末までに厚生労働省精神・障害保健課に提出して下さい。

（6）「精神科救急情報センター事業年報」（様式6）

本事業に係る精神科救急情報センター事業の実績件数を月別に集計した年報です。毎日の相談記録に基づいて、夜間および休日日中に受けた相談の月間件数、そのうち医療機関を紹介した相談の月間件数を毎月記録して行くものです。

毎月更新される表を「累計版」、1年分のデータが書き込まれた表を「完成版」と呼びます。完成版を2020年4月末までに厚生労働省精神・障害保健課に提出して下さい。

(7) 「精神科救急医療圏域情報」(様式7)

貴自治体が定める精神科救急医療圏に関する情報を記載するものです。当該圏域に含まれる市区町村名、病院区分、設置主体および精神科救急医療施設名と本事業における施設類型(常時対応型、輪番型、合併症型、外来対応型)を記載して2020年4月末までに厚生労働省精神・障害保健課に提出して下さい。

※ 本様式7につきましては2020年1月目途で暫定版を任意での提出依頼を求める可能性ありますので、ご注意ください。

2. 各報告様式の流れ

(1) 関係機関への様式の配布と記載の説明

関係各機関に該当する報告様式と記載マニュアルを配布して下さい。すなわち、

- ・様式1と医療施設向けマニュアルは、各医療機関へ、
- ・精神医療相談事業を実施している場合は、様式5と受診前相談向けマニュアルを当該事業の窓口機関へ、
- ・精神科救急情報センター事業を実施している場合は、様式6と受診前相談向けマニュアルを当該事業の窓口機関へ、それぞれ配布して下さい。

(2) 報告様式への記録と月報の集計

2019年4月より、各病院には様式1を、受診前相談窓口には様式5、6を、順次記録してもらいます。

様式1については、1ヶ月分のデータが揃ったところで、翌月の第2週末頃を目途に、行政担当者へ提出してもらいます。受け取った行政担当者は、各病院からの様式1を集計して、様式2(圏域別月報)および様式3(全圏域月報)を作成します。様式2の合計値を様式4に順次転記して、圏域別の年報(累計版)を作成します。

様式5、6については、当該事業の窓口機関が毎月記録し、最新の累計版を翌月の第2週末頃を目途に、行政担当者へ提出してもらいます。

(3) 年報の集計と厚生労働省への報告

ここまでの手順が遂行されれば、2020年度の初め頃には、2019年度的全データが書き込まれた様式4(圏域別年報)、様式5および6の完成版が作成されます。さらに2019年度当初における精神科救急医療圏域情報を様式7に記載して下さい。様式4と7は圏域の数だけシートがありますが、様式5および6は各1シートです。行政担当者は、これらのシート(様式4~7)を2020年4月末までに、厚生労働省精神・障害保健課へ電子メールにて提出して下さい。

厚生労働省に報告されない様式1は空床確保料等の支払いのための資料として、様式2および3は貴自治体内での本事業の実績報告資料等としてご活用下さい。

3. 様式2、3、4、7の記載要領

(1) 「精神科救急医療体制整備事業・圏域別月報」(様式2)の作成

- ・様式2は圏域の数だけコピーして下さい。
- ・各圏域に含まれる医療施設(病院)名を左端の列に記入して下さい。
- ・各圏域内の病院から毎月第2週末頃に報告される様式1の完成版(1か月分のデータ)のうち、各列の合計値を、様式2の中の各病院の行に転記して下さい。
- ・転記する項目は、様式1の項目と全く同じです。

- ・様式1の提出が大きく遅れる病院があれば、督促して下さい。また、帰結別の合計数と受診時間帯別の合計数が月間の受診者総数と一致しない場合は、病院に問い合わせして下さい。
- ・報告の対象となるのは、貴自治体が定める本事業の対象事例のうち、夜間および休日日中に診療を開始した事例に限ります。本報告では、夜間とは、平日・休日を問わず17:00から翌日の08:29まで、休日日中とは、土曜・日曜・祭日の08:30から16:59までと定義します。この点を常にご確認願います。

(2)「精神科救急医療体制整備事業・全圏域月報」(様式3)の作成

- ・様式3は、様式2の圏域別月報を単純に連結した全圏域の実績月報です。

(3)「精神科救急医療体制整備事業・圏域別月報」(様式4)の作成

- ・様式2の月報が完成したら、その都度、最終行の合計値を同じ圏域内の様式4の当該月の欄に転記して下さい。月を経るたびに記載済みの行数が増えていきます。

(4)「精神科救急医療圏域情報」(様式7)

- ・まず、2019年度4月1日現在、当該圏域内に含まれる市町村名を記載して下さい。
- ・次に圏域内の精神科救急医療施設名を列記し、各施設が所在する市区町村名を記載して下さい。市区町村名以外のデータは不要です。
- ・次に、病院区分に、各施設が「A:大学附属病院(※1)、B:大学附属病院以外の総合病院(※2)、C:それ以外の病院、D:診療所」のどれに当たるかを記載してください。

(※1) 国立大学法人を含む

(※2) 内科、外科、産婦人科、眼科および耳鼻咽喉科を有する100床以上の病院(医師16:1、看護職員3:1、薬剤師70:1)

- ・次に、設置主体に、各施設が「①:公的病院(開設者が国、公的医療機関、社会保険関係団体)(※3)、②:①以外の指定病院(※4)、③:①以外の非指定病院」のどれに当たるかを記載してください。

(※3) 開設者における分類区分の詳細については、様式7の参考資料をご参照ください。

(※4) 精神保健福祉法第19条の8に基づく指定を受けた精神科病院を指します。

- ・さらに、各病院の本事業における類型を「常時対応型」「輪番型」「合併症型」「外来対応型」の中から選択して、当該欄に○を記入して下さい。同一施設が複数の類型に指定されている場合もあります。

※ 外来対応型施設とは、診療所のように入院設備を持たないか、あるいは入院設備はあっても本事業では外来診療のみに限定している医療施設を指し示します。入院と外来の双方に対応できる施設の場合は、輪番型もしくは常時対応型施設のいずれかを選択してください。

※ 常時対応型施設と輪番型施設の重複は、常時対応型施設でありながら、輪番型施設として当番表にも参加する場合に重複選択してください。